

確定申告は2月16日から3月15日まで

洲本税務署
☎ 24-1212

市役所税務課
☎ 43-5022

今年も所得税と市・県民税(国保税)の申告が始まります。所得税の確定申告は、自分自身で正しく所得を計算して納付する申告納税制度です。
また、給与所得及び年金所得者のみの人以外、所得税がかからない人でも申告が必要となります。該当の人は必要書類を整え、期限内に申告してください。

所得税の申告の必要な人

- ◆サラリーマン(給与所得者)以外
 - ① 事業・農業所得がある人
 - ② 地代、家賃、配当収入、不動産の売却収入などの所得のある人

給与所得者

- ◆給与所得者
 - 通常は年末調整で精算済みで確定申告の必要はありませんが、次の場合は申告が必要です。
 - ① 給与の年収が2千万円を超える
 - ② 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える
 - ③ 2か所以上から給料をもらっている
 - ④ 年末調整後に扶養等控除額に変更があった

確定申告すれば所得税が還付される人

- 確定申告が不要な給与所得者でも、源泉徴収された所得税があり、次に該当する場合には確定申告により還付を受けられる場合があります。
- ① 災害や盗難にあったとき
- ② 多額の医療費を支払ったとき
- ③ 国や地方公共団体に寄附したとき
- ④ 住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得または増築したとき

市・県民税の申告の必要な人

平成19年1月1日現在、市内に住所のある人は原則として申告書の提出が必要です。ただし、次の条件に当てはまる人は申告の必要はありません。

- ① 確定申告を済ませられた人
- ② 一か所からの給与所得・公的年金所得のみの人
 - ※障害者控除、寡婦・寡夫控除、雑損控除、医療費控除等を受けようとする人は申告が必要です。
 - ※平成18年中に所得がない人も、申告が必要です。
- ③ 給与・年金のある人は源泉徴収票
- ④ 医療費控除を受ける人は支払った医療費の領収書(コピー不可)、保険などで補てんされる金額の明細書、

確定申告に必要なもの

- ① 税務署から送付された申告書
- ② 給与・年金のある人は源泉徴収票
- ③ 医療費控除を受ける人は支払った医療費の領収書(コピー不可)、保険などで補てんされる金額の明細書、

医療費の明細書

※病院ごとに整理し、集計を済ませておいてください

- ④ 事業・農業・不動産・山林所得のある人は収支内訳書
- ※今回から農業標準申告(稲作のみ場合の簡易申告)が廃止されました。
- ⑤ 生命保険、損害保険料などの控除証明書
- ⑥ 国民年金保険料控除証明書(領収書不可)
- ※紛失された人や届いていない人は再発行を受けてください。連絡先は、控除額証明書コールセンター(☎ 0570・00・9911)、明石社会保険事務所(☎ 078・912・4916)
- ⑦ 還付を受ける場合は申告者名義の口座番号等が分かるもの
- ⑧ 印鑑(認印)、ボールペン、計算機
- ※昨年確定申告をされた人には税務署から、市県民税の申告をされた人には市役所から申告書が送付されます。還付のみ場合は送付されません。

各庁舎申告受付日一覧

開催日	曜	申告受付会場 ○印は申告相談受付日				税務署による出張相談	税理士による地区無料相談
		三原市民センター	緑庁舎	西淡第2庁舎集会室	南淡庁舎		
2月16日	金	○		○			
2月17日	土						
2月18日	日						
2月19日	月	○	○		沼島出張所のみ	三原市民センター	
2月20日	火	○			○	南淡庁舎	商工会南淡支所
2月21日	水	○	○	○			
2月22日	木	○		○		西淡第2庁舎集会室	商工会西淡支所
2月23日	金	○		○	灘連絡所のみ		
2月24日	土						
2月25日	日						
2月26日	月	○	○		○		
2月27日	火	○	○	○			
2月28日	水	○	○		○	緑庁舎	緑市民センター
3月1日	木	○		○	○	南淡庁舎	商工会南淡支所
3月2日	金	○		○		三原市民センター	商工会本所(三原)
3月3日	土						
3月4日	日	○	○	○	○		
3月5日	月	○	○	○	○		
3月6日	火	○	○	○	○	三原市民センター	商工会本所(三原)
3月7日	水	○	○	○	○	南淡庁舎	商工会西淡・南淡支所
3月8日	木	○	○	○	○		
3月9日	金	○	○	○	○		
3月10日	土						
3月11日	日	○	○	○	○		
3月12日	月	○	○	○	○		
3月13日	火	○	○	○	○		
3月14日	水	○	○	○	○		
3月15日	木	○	○	○	○		
相談時間		午前9時～正午・午後1時～4時 沼島出張所は2月19日(午前10時～午後3時) 灘連絡所は2月23日(午前10時～午後3時) ※灘・沼島以外の連絡所等での受付は行っていません				午前9時30分～正午 午後1時～3時	午前9時30分～正午 午後1時～4時 ※受付は午後3時まで

※土地建物を売却された場合の譲渡所得・株・先物取引・消費税・青色申告・贈与税の申告相談は、洲本税務署(☎24-1212)へ。
ただし、土地建物等を売却された場合の譲渡所得以外の申告については、税務署・税理士の出張相談でも申告相談できます。
※窓口時間延長(木曜日午後7時まで)での相談の受付はありません。ご注意ください。

期限間際は混雑します。早めに申告を!
期限間際は大変混雑し、待ち時間も長くなります。申告はお早めにお願ひします。
また、収支内訳書や医療費控除の領収書等は分類し、集計を済ませておいてください。

待ち時間の無い申告は

自宅などから、インターネットを利用しての国税電子申告(e-TAX) <http://www.e-tax.nta.go.jp/> や、確定申告書が作成できる国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp> などをご利用ください。

確定申告書作成コーナー(洲本税務署) ☎24-1212、e-TAX ヘルプデスク(☎0570・01・5901) 郵送による受付は、〒656-8656 洲本市山手1-15 洲本税務署へ



▲確定申告書が作成できる国税庁のホームページ